

市立甲府病院 入院患者給食業務委託
優先交渉権者選考方法

市立甲府病院
令和8年9月

目次

1. 趣旨	3
2. 優先交渉権者の選考方法.....	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 得点配分	3
(3) 不調条件	3
(4) その他	3
3. 技術点について	3
(1) 技術点の最終決定方法	3
(2) 技術点の内訳	3
(3) 技術点の評価方法	3
4. 各得点の計算方法	4
(1) 技術点の計算方法	4
(2) 価格点の計算方法	4

1. 趣旨

本書は、「市立甲府病院入院給食業務委託」に関して優先交渉権者を選考するための方法及び基準を示したものである。

2. 優先交渉権者の選考方法

(1) 基本的な考え方

優先交渉権者の選考は次の分類を用い、その総合得点が最も高い者を優先交渉権者に決定する。

(ア) 企画提案書から評価を行う技術点

(イ) 提案価格から評価を行う価格点

(2) 得点配分

技術点、価格点の合計は 100 点とし、得点配分については、技術点 70 点、価格 30 点とする。

(3) 不調条件

技術点、価格点が不十分であり、提案者への確認調査結果も改善が困難であると市立甲府病院入院患者給食業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）が判断した場合、調達不調として本業務委託の再調達を実施する。

(4) その他

(ア) 最高得点者が 2 者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。

3. 技術点について

(1) 技術点の最終決定方法

企画提案書の評価にあたって、「企画提案書評価基準」に記載のとおり、記載事項、記載項目、配点等を設定し、評価を行う。

各記載事項について評価者（審査委員、評価委員）がそれぞれ採点し、その結果について審査し、合議の上で各記載事項の評価を最終決定する。

(2) 技術点の内訳

技術点の内訳の詳細については、「企画提案書評価基準」を参照すること。

(3) 技術点の評価方法

評価者（審査委員、評価委員）は、各記載事項について 0 点から 5 点の 6 段階による採点を行い、採点の根拠等をコメント欄に記述する。

なお、0 点から 5 点の採点の基準については次のとおりとする。

評価点	基準
5 点	仕様書記載内容以上のサービスや品質が十分に期待でき、当院にとって非常に有益な提案である。
4 点	仕様書記載内容以上のサービスや品質が期待できる。
3 点	仕様書記載内容が実施出来ると判断できる。
2 点	仕様書記載内容を実施するにあたり、経過を観察する必要があると懸念される。
1 点	仕様書記載内容を実施するためには、本院の指導が必要と懸念される。
0 点	記載が無い。または全く別の記載内容であるため評価ができない。

優先交渉権者の決定となった者の企画提案書に、未記載の項目があった場合には、再度の提案を求める場合がある。

4. 各得点の計算方法

(1) 技術点の計算方法

各記載事項にはそれぞれ評価の重み付けの係数が設定されている。

各記載事項の採点結果に重み付けの係数を乗じたものを各記載事項の評価点とする。

各記載事項の評価点の合計と各記載事項の満点の合計の比率に、技術点の満点を乗じて技術点を算出する。以上のことから、技術点は次の計算式によって算出する。

$$\begin{aligned} & \text{「技術点」} \\ & = (\text{各記載事項の評価点の合計} \div \text{各記載事項の満点の合計}) \times \text{技術点 (70 点)} \\ & \hspace{15em} (\text{小数点第 3 位を四捨五入}) \end{aligned}$$

(2) 価格点の計算方法

提案価格が評価の下限価格以下の場合は満点（30 点）を、提案上限価格と同額の場合は 0 点を付与する。なお、提案価格については、金額に関わらず、確認調査を行うことがある。

提案上限価格は 590,000,000 円、評価の下限価格は、550,000,000 円（いずれも 3 年間の総額、消費税及び地方消費税を含まない）とする。

価格点については、次の計算式で算出する。

$$\begin{aligned} & \text{「価格点」} \\ & = [1 - \{ (\text{提案価格} - \text{評価の下限価格}) \div (\text{提案上限価格} - \text{評価の下限価格}) \}] \\ & \hspace{15em} \times \text{価格点 (30 点)} \\ & \hspace{15em} (\text{小数点第 3 位を四捨五入}) \quad (\text{最大 30 点}) \end{aligned}$$

以 上